



## 一、相关新法令、新政策

### ● 价格行政处罚程序规定（修改）

- 【发布单位】国家发展和改革委员会  
【发布文号】国家发展和改革委员会令第 22 号  
【发布日期】2013-03-06  
【实施日期】2013-07-01  
【内容提要】与修改前的《价格行政处罚程序规定》相比，该规定对如下事项做了特别规定：
- 价格主管部门应当依照法律、法规、规章的规定实施行政处罚，没有法定依据或者不遵守法定程序的，行政处罚无效。
  - 任何单位和个人有价格违法行为，情节严重，拒不改正的，价格主管部门除依法给予行政处罚外，可以公告其价格违法行为，直至其改正。
  - 执法人员有下列情形之一的，应当回避，当事人也有权申请其回避：（一）是本案的当事人或者当事人的近亲属；（二）本人或者其近亲属与本案有利害关系；（三）与本案当事人有其他关系，可能影响对案件公正处理的。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130311\\_532052.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130311_532052.htm)

### ● 战略性新兴产业重点产品和服务指导目录

- 【发布单位】国家发展和改革委员会  
【发布文号】国家发展和改革委员会公告〔2013〕第 16 号  
【发布日期】2013-02-22  
【内容提要】该目录依据《国务院关于加快培育和发展战略性新兴产业的决定》确定的 7 个战略性新兴产业、24 个重点发展方向，进一步细化到近 3100 项细分的产品和服务。其中，节能环保产业约 740 项、新一代信息技术产业约 950 项、生物产业约 500 项、高端装备制造业约 270 项、新能源产业约 300 项、新材料产业约 280 项、新能源汽车产业约 60 项。

【备注】根据《国务院关于加快培育和发展战略性新兴产业的决定》，中国将在财政、税收、信贷等方面加大扶持力度，引导和鼓励社会资金投入战略性新兴产业。

【法令全文】请点击以下网址查看：

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 価格行政処罰手順規定（改正）

- 【発布機関】国家發展改革委員會  
【発布番号】国家發展改革委員會令第 22 号  
【発布日】2013-03-06  
【施行日】2013-07-01  
【概要】本規定は、改正前の「価格行政処罰手順規定」と比べ、以下の事項について、特段の規定を設けた。
- 価格主管部門は法律、法規、規則の規定に照らして、行政処罰を行うものとし、法的根拠のない、または法的手順を遵守していない場合は、行政処罰を無効とする。
  - 企業および個人に価格に関する違法行為があり、情状が深刻で、是正を拒んだ場合、価格主管部門は法に従って行政処罰を与えるほか、是正されるまでの間、当該価格違法行為を公表することができる。
  - 法執行に携わる人員が次のいずれかに該当する場合、回避しなければならず、また当事者も当該人員の忌避を申し立てる権利を有する。（一）本件の当事者または当事者の近親者である。（二）本人またはその近親者は本件と利害関係がある。（三）本件の当事者とその他の関係があり、事件の公正な処理に影響を及ぼす恐れがある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130311\\_532052.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130311_532052.htm)

### ● 戰略的新興產業重點製品およびサービス指導目錄

- 【発布機関】国家發展改革委員會  
【発布番号】国家發展改革委員會公告〔2013〕第 16 号  
【発布日】2013-02-22  
【概要】本目錄は、「戰略的新興產業の育成および發展の加速に関する國務院の決定」の定める七つの戰略的新興產業、24 の重点發展方針に基づき、3,100 に近い項目にまで製品およびサービスを細分化した。その内訳は、省エネ環境保護産業が約 740 項目、次世代情報技術産業が約 950 項目、バイオ産業が約 500 項目、ハイエンド設備製造業が約 270 項目、新エネルギー産業が約 300 項目、新素材産業が約 280 項目、新エネルギー自動車産業が約 60 項目である。

【備考】「戰略的新興產業の育成および發展の加速に関する國務院の決定」によれば、中国は財政、税収、与信貸付などの方面に力を入れ、社会資金が戰略的新興産業へ流れることを指導、奨励している。

[http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbqg/2013gg/t20130307\\_531611.htm](http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbqg/2013gg/t20130307_531611.htm)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

- [《最高人民法院关于审理融资租赁合同纠纷案件适用法律问题的解释》公开征求意见](#)

日前，最高人民法院发布《[最高人民法院关于审理融资租赁合同纠纷案件适用法律问题的解释（征求意见稿）](#)》，现向社会公开征求意见（截止日期为2013年04月20日）。

业内人士分析，该征求意见稿从出租人行使取回权、限制第三方善意取得、租赁物经营许可对合同效力影响等方面，维护了融资租赁行业的权益。

（摘自最高人民法院网站；2013年03月11日发布）

- [关于《中国注册会计师审计准则问题解答第1号——职业怀疑》等六项审计准则问题解答公开征求意见](#)

日前，中国注册会计师协会发布《[中国注册会计师审计准则问题解答第1号——职业怀疑（征求意见稿）](#)》、《[中国注册会计师审计准则问题解答第2号——关联方（征求意见稿）](#)》、《[中国注册会计师审计准则问题解答第3号——重大非常规交易（征求意见稿）](#)》、《[中国注册会计师审计准则问题解答第4号——收入确认（征求意见稿）](#)》、《[中国注册会计师审计准则问题解答第5号——函证（征求意见稿）](#)》、《[中国注册会计师审计准则问题解答第6号——存货监盘（征求意见稿）](#)》，现向社会公开征求意见（截止日期为2013年03月29日）。

“问题解答”根据审计准则制定，主要解决四个方面的问题：一是对注册会计师难以理解或执行的准则条款作出进一步解释和说明；二是对注册会计师在执业实践中遇到的普遍性的复杂问题予以答复；三是对实务中舞弊风险较高的领域予以提示；四是对实务中存在的准则执行不到位的做法予以提

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbqg/2013gg/t20130307\\_531611.htm](http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbqg/2013gg/t20130307_531611.htm)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

- [「ファイナンスリース契約紛争事件の審理に適用する準拠法の問題に関する最高人民法院の解釈」がパブリックコメントを募集する](#)

先日、最高人民法院は「[ファイナンスリース契約紛争事件の審理に適用する準拠法の問題に関する最高人民法院の解釈（意見募集案）](#)」を公布し、現在パブリックコメントを募集している（締め切りは2013年4月20日）。

業界関係者のコメントによれば、本意見募集案は、貸出人の取戻権の行使、善意の第三者の取得の制限、リース物件の経営許可による契約効力への影響などの点から、ファイナンスリース業界の権益を保護するとなっている。

（2013年3月11日付の最高人民法院ウェブサイトより抜粋）

- [「中国登録会計士の会計監査準則に関する問題の解答第1号——職業的専門家としての懐疑心」など6項目の会計監査準則に関する問題の解答がパブリックコメントを募集する](#)

先日、中国登録会計士協会は、「[中国登録会計士の会計監査準則に関する問題の解答第1号——職業的専門家としての懐疑心（意見募集案）](#)」、「[中国登録会計士の会計監査準則に関する問題の解答第2号——関連当事者（意見募集案）](#)」、「[中国登録会計士の会計監査準則に関する問題の解答第3号——重大な非正常取引（意見募集案）](#)」、「[中国登録会計士の会計監査準則に関する問題の解答第4号——収入確認（意見募集案）](#)」、「[中国登録会計士の会計監査準則に関する問題の解答第5号——照会状（意見募集案）](#)」、「[中国登録会計士の会計監査準則に関する問題の解答第6号——棚卸立会（意見募集案）](#)」を公布し、パブリックコメントを募集している（締め切りは2013年3月29日）。

「問題の解答」は会計監査準則に基づき制定され、主として四つの方面に関する問題を解決した。一つ目は、登録会計士が理解、または実行しにくい規則条項に対する更なる解釈および説明である。二つ目は、登録会

示和纠正。

(摘自中国注册会计师协会网站; 2013年03月07日发布)

● 《造纸行业清洁生产评价指标体系》和《清洁生产评价指标体系编制通则》公开征求意见

日前, 国家发展和改革委员会公布《造纸行业清洁生产评价指标体系》(征求意见稿)和《清洁生产评价指标体系编制通则》(征求意见稿), 现向社会公开征求意见(截止日期为2013年03月25日)。

(摘自国家发展和改革委员会网站; 2013年03月14日发布)

● 全国住房信息系统预定2013年实现联网, 将对异地购房等行为进行有效监管

日前, 住房和城乡建设部有关人士透露, 全国40个重点城市的住房信息联网工作实际已经完成, 但技术上实现联网后, 其中的信息还不完整。这40个首批联网的城市中, 温州、深圳、大连、宁波、无锡、苏州、厦门、青岛、北海与三亚等10个房地产热点城市也在列。

根据住房和城乡建设部的要求, 除40个重点城市正在抓紧建设之外, 全国住房信息系统预定2013年将实现县级以上城市联网。届时, 异地购房和多套购房行为监管, 以及房地产税政策将具备基本的数据基础支持。

最终的联网也不仅仅是全国各地房管部门的联网。住房和城乡建设部已要求在全国住房信息系统中为公安、民政、规划、土地、金融、统计等部门提取相关信息预留数据接口。这意味着, 房地产税、住房保障、对犯罪嫌疑人资产的控制, 乃至城市规划、统计调研等, 都可以利用到这一系统。

虽然关于进入全国住房信息系统查询的权限及方法尚未正式出台, 但根据最初设计, 实现住房信息联网后, 只要输入相关的身份信息, 就能查询到此人在全国各地所拥有的房屋的详细情况。因此, 可以预计, 该系统开通后, 也将为债权人在民事法律程序中实现债权回收等提供一定的便利。

(里兆律师事务所 2013年03月15日整理编写)

計士が実際の業務において直面する普遍的、複雑な問題に対する回答である。三つ目は、実務において不正リスクの高い分野についての注意喚起である。四つ目は、実務において存在する準則の実行が十分でない処理方法に対する注意喚起および是正である。

(2013年3月7日付の中国登録会計士協会ウェブサイトより抜粋)

● 「製紙業グリーン生産評価指標システム」および「クリーン生産評価指標システム制定通則」がパブリックコメントを募集する

先日, 国家発展改革委員会は「製紙業グリーン生産評価指標システム」(意見募集案)および「クリーン生産評価指標システム制定通則」(意見募集案)を公布し、現在パブリックコメントを募集している(締め切りは2013年3月25日)。

(2013年3月14日付の国家発展改革委員会ウェブサイトより抜粋)

● 全国住宅情報システムは2013年にネットワーク化を実現し、異なる地域での不動産の購入行為に対し有効な監督管理を行う

先日、住宅および都市農村建設部の関係者が明かしたところ、全国40の重点都市における住宅情報ネットワーク化作業は実際には完了しているが、技術的にネットワーク化を実現した後も、その情報は未だ不完全であるとのことである。これらの第一段階でネットワーク化される40の都市群には、温州、深セン、大連、寧波、無錫、蘇州、アモイ、青島、北海と三亚など、不動産が目される10都市が含まれている。

住宅および都市農村建設部の要求によれば、40の重点都市でネットワーク化を急いでいるほか、全国住宅情報システムは2013年に県クラス以上の都市間でネットワーク化を実現する予定である。その時点で、異なる地域での不動産購入および複数の不動産購入という行為の監督管理、および不動産税政策は基礎データ上のサポートを備えることとなる。

最終的なネットワーク化も全国各地の不動産主管部門間のネットワーク化のみにとどまらず、住宅および都市農村建設部は既に、全国住宅情報システム上で公安、民政、計画、土地、金融、統計などの部門が関連情報を取り出すためのデータインターフェイスを事前に確保するよう求めており、これは不動産税、住宅保障、犯罪容疑者の資産に対する監視、更には都市計画、統計調査研究なども、全て同システムを利用できることを意味する。

全国住宅情報システム検索への接続利用に関する権限および方法については、未だ正式には公表されていないが、初期設計では、住宅情報がネットワーク化された後、関連個人情報を入力しさえすれば、当該人物が

全国各地に所有する不動産の詳細情報を調べることが可能となる。このため、同システムの開通後は、債権者が民事法的手続において債権回収を実現する場合などに一定の便宜をもたらすことが期待される。

(里兆法律事務所が 2013 年 3 月 15 日付で作成)

## ● 股权出资, 机会、风险及防范

股权出资是指出资人以其持有的其他公司的股权作为出资, 投资于新设立的或者已存续的目标公司的行为(注: 这里的“其他公司”在法律上通常称为“股权公司”, “目标公司”称为“被投资公司”)。以股权作为出资, 实际上是出资人将其持有的其他公司的股权转让给被投资公司所有, 作为“对价”, 出资人取得被投资公司的股东权益, 同时, 使得被投资公司成为股权公司的股东; 对被投资公司而言, 相当于自己在设立或增资的同时对外进行了投资, 取得了股权公司的股权。

中国《公司法》第 27 条规定: “股东可以用货币出资, 也可以用实物、知识产权、土地使用权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产作价出资; 但是, 法律、行政法规规定不得作为出资的财产除外。”理论上, 股权作为一种特殊的财产权, 因其具有可用货币估价、可以依法转让的特征, 符合《公司法》的上述规定, 因而被确认为是一种非货币出资的形式。2009 年, 中国国家工商行政管理总局公布实施的《股权出资登记管理办法》(以下简称“《办法》”)规定了股权出资的具体条件和程序。2012 年 09 月 21 日, 中国商务部颁布了《关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定》(以下简称“《暂行规定》”), 针对境内外出资人以其持有的中国境内企业的股权作为出资、设立及变更外商投资企业的行为作出了相对明确的规定。因此, 实践中股权出资具备了相应法律依据和操作规范, 已经成为一种可操作的投资方式。目前, 实践中, 已有多家外商投资企业成功完成了股权出资。

相对而言, 股权出资制度为出资人提供了更多便利, 对出资人更为有利, 主要体现在:

第一、增加了投资渠道: 出资人在货币出资、实物(包括知识产权、土地使用权等无形资产出资)等非货币出资以外, 还可以灵活选择以“权益”出资。

第二、可以减少投资交易环节: 例如, 可以将“转让股权公司股权——以股权转让所得对被投资企业出资”两个环节合并变为“直接以股权对被投资企业出资”一个环节, 对出资人更为便利。

第三、避免出资人投入大量资金而造成的资金

## ● 持分出资の機会、リスクおよび防止

持分出资とは、出資者が他社に対して保有する持分を出資に充て、新設のまたは存続している対象会社に投資する行為のことを言う(備考: この「他社」とは法律上、通常「持分会社」と呼ばれ、「対象会社」は「投資先会社」と呼ばれる)。持分出资は実際には、出資者が他社に対して保有する持分を投資先会社に譲渡し所有させ、その「対価」として、出資者が投資先会社の株主権益を取得すると同時に、投資先会社を持分会社の株主になることになる。投資先会社は、自ら設立もしくは増資を行うと同時に、対外的に投資を行い、持分会社の持分を取得することになる。

中国「会社法」第 27 条で、「株主は、金銭をもって出資することができ、また、現物、知的財産権、土地使用权などの金銭によって評価することができかつ法律に従い、譲渡することのできる金銭以外の財産を価値評価して出資することもできる。ただし、法律、行政法規の規定により出資としてはならない財産についてはこの限りではない。」と規定されている。理論上、持分は一種の特色ある財産権であり、金銭で評価でき、法により譲渡できるという特徴を有し、「会社法」の上記規定に適合するとすることで、一種の金銭以外での出资方式であるとされている。2009 年、中国国家工商行政管理総局によって公布・施行された「持分出资登記管理弁法」(以下、「弁法」という)で、持分出资の条件と手続き詳細が規定されている。2012 年 9 月 21 日、中国商務部は、「外商投资企业持分出资に関する暫定規定」(以下、「暫定規定」という)を公布し、国内外の出資者が自己の保有する中国国内企業の持分を出資として、外商投资企业を設立・変更する行為について、相対的に明確な規定を行なっている。このため、実践では、持分出资は然るべき法的根拠と取扱ルールがあり、取扱可能な投資方式の一つとなっている。現在、実践では、多くの外商投资企业が持分出资を成功させている。

相対的に見て、主に以下の点で、持分出资制度は、出資者により多くの便宜を提供し、出資者にとってはより有利な制度であるといえる。

一、投資手段が増えた点: 出資者は金銭での出資、現物(知的財産権、土地使用权などの無形資産による出資を含む)などの金銭以外での出資の他、「権益」での出資を便宜的に選択することができる。

二、投資取引段階を省くことができる点: 例えば、「持分会社の持分を譲渡する——持分の譲渡所得を以て投資先企業に出資する」という二つの段階を「直接、投資先企業に持分出资する」という一つの段階に合併することができるという点で、出資者にとっては、より便利である。

三、出資者が投入した巨額の資金が遊休資金となっ

闲置、一定程度上可以降低出资人的投资成本。

但是，股权投资对于被投资公司而言也有一定的风险，实务操作中应当予以注意。

由于股权作为一种基于资产产生的权益、有别于一般意义的公司资产，股权投资一般不能为被投资公司提供可以直接占有和处分的财产，被投资公司只享有股权公司的收益分配权和清算时的剩余财产分配请求权，而股权的价值要根据股权企业经营的情况、其股东可分配的利益，或者根据证券市场的行情来确定，因此股权价值以及其未来的收益性存在不确定性，律师认为，某种程度上，以股权投资有可能背离“资本确定、资本维持和资本不变”的公司资本三项原则，导致被投资公司的资本不稳定，从而增加被投资公司的经营管理风险。

其次，由于股权价值存在不确定性，实践中可能发生出资人与被投资公司通过协议股权转让、互相持股、股权再出资等情形实现“虚增投资”的情形。股权是一种“虚拟的资本”，如果虚拟资本和实体资本间的比例将发生失调，这将导致公司的实际资产与其注册资本不符，有可能降低被投资公司的经营信誉、增加债权人的风险，同时还可能损害其他股东的利益——因此，股权投资所隐藏的这些法律风险已经成为相关主管部门在审批、登记以及日常行政管理过程中重点关注的问题。

有鉴于此，结合《办法》和《暂行规定》的相关规定，律师认为，在股权投资的实践操作中，需要注意以下法律问题：

#### 一、哪些股权可以用作出资

首先，根据《办法》和《暂行规定》规定，出资人只能以其持有的在中国境内设立的有限责任公司或股份有限公司的股权作为出资，投资于境内其他有限责任公司或股份有限公司。可见，法律要求股权公司和被投资公司都必须是在中国注册的公司，中国境外公司的股权不能作为出资。

其次，根据用作出资的股权应当权属清晰、权能完整，依法可以转让；股权企业为外商投资企业的，该企业应依法批准设立，符合外商投资产业政策。

需要注意，以下股权不能用作出资。

- (一) 股权企业的注册资本未缴足；
- (二) 股权已被设立质权；
- (三) 股权已被依法冻结；
- (四) 股权企业章程（合同）约定不得转让的股权；
- (五) 未按规定参加或未通过上一年度外商投资企业联合年检的外商投资企业的股权；

てしまうような事態を回避でき、出資者の投資コストをある程度削減することができる。

しかしながら、持分出資は投資先会社にとっては、一定のリスクが有り、実務上注意する必要がある。

持分は資産をもとに発生する權益であり、一般的意味上の会社資産とは異なるため、持分出資は一般的に、直接占有・処分可能な財産を投資先会社に提供できず、投資先会社は、持分会社の収益分配権と清算時の剰余財産分配請求権しか有さない。また、持分価値は持分企業の経営状況、株主に分配可能な利益、または証券市場の相場によって確定されるため、持分価値およびその将来の収益性は不確定性を伴う。持分出資は「資本確定、資本維持、資本不変」という会社資本の三原則に多少背離する場合があることから、投資先会社の資本が不安定になり、投資先会社の経営管理リスクが増す恐れがあると筆者は認識している。

次に、持分価値は不確定性を伴うため、実践では、出資者と投資先会社が協議書を通じて持分譲渡を行ったり、相互に持分を保有したり、持分を再出資するなどして、「投資が増加したように見せかける」というようなことが起きる場合がある。持分は一種の「虚構の資本」であり、もし虚構の資本と実体資本との間の割合のバランスが崩れれば、会社の実際の資産と登録資本が一致しなくなり、投資先会社の経営上の信用を損ない、債権者のリスクが増し、同時にその他の株主の利益を毀損する恐れがある——このため、持分出資に隠れたこれらの法的リスクは、すでに係る主管部門が審査許可、登記および日常的行政管理を行う際に注目する重点事項となっている。

このため、「弁法」と「暫定規定」の係る規定と併せ、持分出資の実践において、以下の法律問題に注意が必要であると筆者は考える。

#### 一、出資に充てることが可能なのは、どのような持分か

まず、「弁法」と「暫定規定」の規定により、出資者は自己が保有する中国国内に設立した有限責任会社もしくは株式会社の持分をもって、国内のその他の有限責任会社もしくは株式会社に投資することだけは可能になっている。すなわち、法律上、持分会社と投資先会社はいずれも中国で登録した会社でなければならず、中国国外の会社の持分を出資とすることはできないことになっている。

次に、出資に充てる持分は所有権の帰属が明白で、権能が完全で、法により譲渡できるものでなければならない。持分企業が外商投资企业である場合、当該企業は法により、設立を許可され、外商投資産業政策に適合するものでなければならない。

注意すべき点として、以下の持分は出資に充てることができない。

- (一) 持分企業の登録資本が満額払い込まれていない場合。
- (二) 持分に質権が設定されている場合。

(六) 房地产企业、外商投资性公司、外商投资创业(股权)投资企业的股权;

(七) 法律、行政法规或者国务院决定规定股权转让应当报经批准而未经批准;

(八) 法律、行政法规或者国务院决定规定不得转让的其他情形。

## 二、 股权出资的金额、比例限制

根据《公司法》和《办法》的规定, 全体股东以股权作价出资金额和其他非货币财产作价出资金额之和不得高于被投资公司注册资本的百分之七十。

## 三、 涉及外商投资企业的股权出资受到产业政策的限制

根据《暂行规定》规定: 股权出资后, 被投资企业 and 股权企业及其直接或间接持股企业应符合《指导外商投资方向规定》、《外商投资产业指导目录》以及其他外商投资相关规定; 不符合有关规定的, 应在申报股权出资之前剥离相关资产、业务或转让股权。境内外投资者不得以股权出资方式规避外商投资管理。

## 四、 股权出资的时间限制

根据《办法》规定, 公司设立时, 投资人以股权出资的, 自被投资公司成立之日起一年内, 投资人应当实际缴纳, 被投资公司应当办理验资和实收资本变更登记。公司增加注册资本时, 投资人以股权出资的, 应当在被投资公司申请办理增加注册资本变更登记前实际缴纳并进行验资。——这与通常的货币出资和其他非货币出资时 2 年的法定时限不同。

## 五、 用于出资的股权必须经过科学、合理的评估

《公司法》要求所有的非货币财产出资都应当评估作价, 股权出资作为非货币财产的一种, 也应当经过评估。实践中, 由于股权的价值依赖于公司经营的情况和股东可分配的利润, 股权的价值是处于变动状态的, 与货币或实物等传统出资方式相比, 股权的价值不易确定, 评估通常有一定难度, 需要结合对股权公司财务账册、凭证的审查、确认, 同时结合公司经营情况、市场竞争能力等因素来确定。因此, 在操作时, 出资人、被投资公司应当协商聘请具有相应资质的评估机构对用于出资的股权价值进行科学、合理的评估, 根据评估价值确定股

(三) 持分が法により凍結されている場合。

(四) 持分企業の定款(契約)にて譲渡禁止を規定されている持分。

(五) 規定通りに前年度の外商投資企業連合年度検査に参加しておらずまたは合格していない外商投資企業の持分。

(六) 不動産企業、外商投資性会社、外商投資ベンチャー(持分)投資企業の持分。

(七) 法律、行政法規または國務院の決定により、持分譲渡の許可が必要とされる場合で、許可を得ていない場合。

(八) 法律、行政法規または國務院の決定に規定された譲渡が禁止されているその他の状況。

## 二、 持分出資の金額、割合の制限

「会社法」と「弁法」の規定により、株主全員が、持分で評価した出資金額とその他の金銭以外の財産で評価した出資金額の和は投資先会社の登録資本の 100 分の 70 を上回ってはならないとなっている。

## 三、 外商投資企業に関する持分出資は産業政策によって制限される

「暫定規定」の規定により、持分出資後、投資先企業と持分企業および持分企業が直接もしくは間接的に持分を保有する企業は、「外商投資方向指導規定」、「外商投資産業指導目録」およびその他の外商投資関連規定に合致しなければならない。係る規定に合致しない場合、持分出資の申請前に、関連資産・業務を切り離しもしくは持分譲渡する必要がある。国内外の出資者は持分出資の方式で外商投資管理を回避してはならないとなっている。

## 四、 持分出資の時間制限

「弁法」の規定により、会社の設立時、出資者が持分を以て出資する場合、投資先会社の設立日より 1 年以内に、出資者が実際に払込まなければならない。投資先会社は、出資監査および払込資本の変更登記をしなければならない。会社が登録資本を増やす場合で、出資者が持分出資を行うとき、投資先会社が登録資本増加変更登記を申請する前に、実際に払込み、出資監査を行わなければならない。——これは、通常の出資、その他の金銭以外で出資する場合の 2 年間の法定時間とは異なる。

## 五、 出資に充てられる持分は科学的、合理的な評価を経る必要がある

「会社法」では、金銭以外の財産で出資を行う場合、いづれも価値評価をするよう要求している。持分出資は金銭以外の財産の一つであり、評価を行う必要がある。実践では、持分の価値は会社経営状況、株主に分配できる利益に頼ることがあり、常に変動しているため、金銭もしくは現物などの従来の出資方式と比べて、持分の価値を確定することは容易ではなく、評価は通常、一定の難度を伴う。よって、持分会社の財務帳簿、証憑の審査、確認を行い、同時に会社の経営状況、市場競争能力などの要素と併せて確定する必要がある。このた

权出资的相应金额，并在相关出资协议中据此确定出资人的权利、义务以及违约责任。

在股权出资实际缴纳前，被投资公司应当对股权公司的实际资产进行盘点，检查，如果确认实际股权价值发生贬损、与评估价值存在较大差异的，应当督促出资人承担补足的义务。

六、涉及外商投资企业的股权出资，必须委托律师事务所由其委派的律师对用于出资的股权是否符合法定标准进行审查、出具法律意见书。

综上，为了尽可能避免股权出资给被投资公司带来的风险，实务操作中，被投资公司应当更加谨慎对待。由于用作出资的股权的情况与股权公司的经营情况密切相关，且直接决定被投资公司是否可以通过行使股东权、对股权公司实施经营管理以获取股东权益，因此，被投资公司应当在接受股权出资之前就委托律师、会计师、评估机构等专业机构对用于出资的股权是否符合法定条件进行审查，其次，被投资公司还需要对股权公司的资产状况、经营管理情况、债权债务情况、甚至劳动用工情况等内容进行详细的调查、了解，必要时需要委托律师、会计师等第三方专业机构对股权公司进行尽职调查。在股权保值、增值能够得到相应保障的基础上方能具体实施股权出资。在上述审查、调查的基础上，由专业机构参与出资方案的设计、审查，以最大程度保障交易的安全性。

（里兆律师事务所 2013 年 03 月 10 日整理编写）

め、実施にあたっては、出資者、投資先会社は話し合いのうえ、然るべき資格を有する評価機関を起用して、出資に充てる持分価値の科学的、合理的評価を行い、評価価値により、持分出資の金額を確定し、そして係る出資協議書の中でこれをもとに、出資者の権利、義務および违约责任を確定する必要がある。

持分出資を実際に払込む前に、投資先会社は持分会社の実際の資産に対して点検、検査を行う必要があり、もし実際の持分価値の目減りや、評価価値と比較的大きな差があることが確認された場合、補足義務を負うよう出資者に督促しなければならない。

六、外商投資企業の持分出資の場合には、法律事務所に委託して、出資に充てる持分は法定の基準に合致しているか否かについて、弁護士に審査の上法律意見書を発行してもらう必要がある。

以上から、持分出資によって、投資先会社にリスクが発生することを可能な限り防止するために、実務上、投資先会社はより慎重に対処する必要がある。出資に充てる持分の状況は持分会社の経営状況と密接に関係しており、またこれによって、投資先会社が株主権を行使して、持分会社の経営管理を実施し、株主権益を獲得できるかどうかが決まるため、投資先会社は、持分出資を受け入れる前に、弁護士、会計士、評価機関などの専門機関に委託して、出資に充てる持分は法定の条件に合致するか否かについて審査を行う必要がある。そして次に、投資先会社は持分会社の資産状況、経営管理状況、債権債務状況、ひいては労働雇用状況などの内容について詳細な調査、把握を行う必要がある。必要であれば、弁護士、会計士などの第三者専門機関に委託して、持分会社のデューデリジェンスを行う必要がある。持分のもとの価値の維持、価値増加について相応の保障をすることができれば、持分出資を実際に実施することができる。上述の審査、調査をもとに、専門機関が出資案の設計、審査に参加することにより、最大限に取引の安全性を保障できる。

（里兆法律事務所が2013年3月10日付で作成）